

令和6年第1回（定例）高砂市教育委員会 会議録

令和6年1月25日午後1時30分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委 員	吉田 美香
委 員	山名 克典
委 員	神尾 信作

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	矢野 仁之	生涯学習課長	四方 亮輔
生涯学習課主幹	清水 一文		
学校教育課長	福永 慎也	青少年センター所長	亀野 学

本日の会議に付した事件

議案

- 1 教育財産の取得について
- 2 教育財産の用途の廃止について
- 3 甲南女子大学文学部との連携協力に関する協定の締結について

協議事項

- 1 高砂市学校運営協議会規則を定めることについて
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 3 高砂市部活動の地域移行に関する検討委員会要綱を定めることについて

報告事項

- 1 高砂市議会令和5年12月定例会の報告について
- 2 庁内委員会委員の任命について
- 3 悩み相談シートによるアンケート結果について
- 4 高砂市立X小学校におけるいじめ事案について
- 5 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 教育長職務代理者の指名について
- 2 2月行事予定について

議 事 議案 1 教育財産の取得について

○事務局 取得土地の名称は、旧入江家住宅駐車場用地です。土地所在地は曾根町字東ノ町481番2ほか、取得面積が422.21平米になります。2ページに、位置図を示しており、旧入江家住宅の道を挟んで南側の用地買収を今年度の9月補正で予算化し、所有者との交渉の結果、取得に至っております。

教育委員会として財産を所有、管理していく上で教育委員会に諮り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項によって、教育財産としての取得をしたいと考えております。

○教育長 御意見、御質問ございましたら、お願ひいたします。

○委員 駐車場整備ということですが、何台ぐらい止まるようなスペースなんですか。

○事務局 駐車場用地として確保いたしましたが、現在、住宅の修理工事を今年度から5年かけて実施しております。5年の間は工事の車両置場、資材置場として使用して、5年後の駐車場整備におきまして、新たに設計をして、その台数の確定をしたいと思っていますが、今のところ、概算としては、11台の車が止められるというふうに考えております。

○委員 分かりました。

○委員 しばらくの間は止められないということなんですけれども、できましたら、おみ足の悪い方がいらっしゃいますし道が狭いので、1台分だけでも、乗り降りの場所だけで確保しておいていただければ、ありがたいなと思いますので、お考えいただければと思います。

○事務局 分かりました。

○教育長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、議案1、教育財産の取得については可決することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、御異議がないので、原案どおり可決することとさせていただきます。

議 事 議案 2 教育財産の用途の廃止について

○事務局 土地の名称は、文化財（阿弥陀3号墳）となります。土地の表示は、所在地が阿弥陀町阿弥陀字池ノ上1979番6のうち、この6というのが、全体が32.91平方メートルあるんですが、そのうちの6.99平方メートルを廃止しようとするものです。

位置は鹿島中学校の南側で、阿弥陀3号墳の位置を上段に示し、下段に網かけをしているところが、昭和30年代から高砂市の土地となっておりこのたび宅地

開発が行われました。開発に伴って、鹿島中学校とこの南側の東西の道の道幅が非常に狭いので、開発地が道路の中心から2メートル分は南へ後退するという工事を行っております。

斜め斜線で描いておる道路用地につきましては、教育委員会からの手を離れて、道路を担当している所管課の方に所管替えをしていくということで、教育財産の用途の廃止の手続が必要ですので提案しています。

○教育長 御意見、御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案2の教育財産の用途の廃止については、可決することとしてよろしいか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 御異議がないので、議案2、教育財産用途の廃止については、原案どおり可決することとさせていただきます。

議事 議案 3 甲南女子大学文学部との連携協力に関する協定の締結について

○事務局 令和3年度から生涯学習課及び図書館と甲南女子大学メディア表現学科が連携し、市民の学びのため、また甲南女子大学の学生の教育のため、高砂市をフィールドに高砂市民と学生が高砂市の魅力を発見し、その魅力を伝えるためにツアーや開催するなどして、地域社会と連携した活動を行ってきました。

令和3年度から5年度の経過は記載しておりますが、今後は図書館とだけではなく、教育委員会とも協働した取組を行い、さらに活力ある個性豊かな地域社会の形成や、社会教育と大学教育を包括した生涯学習という視点に立った人材の育成を行うために、甲南女子大学文学部と教育委員会との連携協定を締結したいと思います。

7ページから9ページまでが今回、連携協定を結ぶ内容となっております。

○教育長 この中身は説明しなくてよろしいんですか。

○事務局 令和3年度から、市民と大学生が協力して高砂町を回って、外部から来た人の視点も参考にしながら高砂市の魅力を発見して、それを基に紹介するツアーや開催し、最後に発表会を図書館で行いました。令和4年度は、地元曾根で活動されている曾根小町くらぶの方と協力して、ツアーや発表会を開催するとともにツアーや成果を発信するためにバーチャルツアーや追体験できるものがないかという視点でも検討した。

今年度は、6月から新しい学生が毎月クリエイティブタウンゼミとして活動している。その中で、市民とともに高砂市の魅力を発見して、さらにいろんな人々に知ってもらうためにはどういうことが必要かという視点で、新たに高砂市図書

館名譽館長事業の映像ゼミ生とも協力してショート動画の制作や活用ができるないか検討中です。

また、教育委員会以外の職員が甲南女子大学の授業等にゲスト講師として参加するなど、市と甲南女子大学が双方向でも協力をし始めているというのがこれまでの経過です。

○委員 前回のときには、協定の目的などが分かりにくかったのですが、今回、締結についての主旨や経過を伺えば理解できましたので、僕はこれでいいと思いました。

○教育長 御意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、議案3、甲南女子大学文学部との連携協力に関する協定の締結について、可決することとしてよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、議案3につきましては、原案どおり可決することとさせていただきます。

議事 協議事項 1 高砂市学校運営協議会規則を定めることについて

○事務局 令和4年度プレ実施として、動いてきたのですけれども、令和4年度の時点で既に学校運営協議会というものを全ての小中学校で立ち上げることができましたので、当初の計画よりは早まっております。令和4年度がプレ実施ではなく、本格的に始まったという形になり、令和5年度でさらに内容を充実させながら取組を進めていっているところです。

それを受け、今まで要綱で運用していましたが、高砂型ということではなく、国が示す本来の学校運営協議会というような形にするため規則を制定するものです。

第1条に趣旨を、第2条には、その設置についての内容を書いております。

第3条には、協議会委員にはどのような方が適しているのかということを示し、第4条では会長、副会長のこと、第5条で会議をどのように行うか、第6条で会議の公開、第7条で意見聴取、第8条で秘密の保持、第9条で委員の報酬等について特別職とすることを定めています。

第10条で基本的な承認、第11条では「対象学校の職員の採用及び任用に関する事項並びに児童又は生徒の懲戒その他の個人情報に関する事項を除く」運営に関する意見を述べることができますと定めています。

第12条で点検、評価、第13条で情報提供、第14条で委員の解嘱、第15条で庶務、第16条が補則となって、令和6年の4月1日から施行すると考えております。

○委員 先ほど、高砂型の高砂型を取ってと御説明がありました。高砂型をつけたということは、いわゆる第11条の「職員の採用及び任用に関する」、この事項があつて

高砂型というふうに確認しているんですが、今回は高砂型を取って、つまり従来の形の、職員の採用等にも学校運営協議会が関与するというふうな形になりますけど、高砂型を取ったというのは、そこはクリアできたのですか。どういう判断で高砂型を取られたんでしょうか。

○事務局 高砂型がついていることは、高砂の特徴を出すということを説明してきたんですけれども、また職員の採用とかの人事に関しては、委員の方は意見を述べないことには変わりないです。

第 10 条では、校長先生が作成した学校運営の方針は協議会の承認を得なければならぬというところも変更したところです。

国が示しているのは人事権とか全て含めてなんですけれども、そこは外して、これで類似型ではなく規則をつくることによって、国には、しっかりと学校運営協議会を立ち上げているということで報告ができると考えます。

○教育長 他に御意見、御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、協議事項 1 は了承します。

議 事 協議事項 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○事務局 先ほどの規則を定めることにより、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に「学校運営協議会委員」を加え、「予算の範囲内で任命権者が定める額」を「日額」支給することを定めるものです。

○委員 前の協議事項の 1 に戻りますけど、10ページの第 2 条のところで、「高砂市教育委員会はその所管する学校ごとに協議会を置く、ただし、教育委員会が 2 つ以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があるときに認める場合には、2 つ以上の学校については 1 つの協議会を置く」、というのは、2 校で 1 つの協議会をつくるということですね。

○事務局 令和 5 年度でしたら、高砂小学校と高砂中学校が 2 つで 1 つの高砂校区を置いています。

○委員 そういう意味での 1 つできるということですね。

それとそのほかの条文で「教育委員会は」とありますが、この「教育委員会」というのは、どういうところの教育委員ですか。

教育委員会というのは、教育委員会の会議で議決を得て話を進めていくことになるのか、事務レベルの処理で決定し、それを教育委員会の会議で承認することになるのかどのような形になるのですか。

○教育長 他に御意見、御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項2につきましては了承します。

議 事 協議事項 3 高砂市部活動の地域移行に関する検討委員会要綱を定めることについて

○事務局 部活動の休日の地域移行については、今まで府内委員会がありましたが、今回、外部委員会を立ち上げるということで要綱を定めるものです。委員構成は学識経験者、スポーツ協会、文化連盟、そしてPTAのそれぞれ代表、小中学校長、健康こども部、教育部長、学校教育室長というメンバーで、第2条に掲げる事項について協議をしていきます。

また、第5条第4項で会議に出席した委員に対して支払う報償金についても、別途定めることと規定しています。

○委員 構成メンバーですが、受皿、要するにどこに受けさせていただくかというのが指導者の部分で課題が大きいと思うんですが、この中でいうと、スポーツ協会、文化連盟代表の2団体かなと思います。全体の割合から言うと、もう少し入っていたいた方が、よりスムーズにいくという気がしました。

○委員 僕も委員が言われましたように、スポーツ協会あるいは文化連盟の方々は複数名おってもらわないと、代表が来ても結局話が進まないと思います。競技団体そのものが関わってくるので、ここの人数はある程度増やせるような形の委員会構成にした方がいいと思います。実際、具体的に動く方々の枠、まずここを積極的に考えた委員会構成にしてほしいなと思います。

○事務局 第5条第2項の「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め」というところで、対応させていただけだと解釈しております。

高砂市の受皿としましては、この1年を通して、いろいろとコーディネーターを中心に働きかけているのですが、指導者の高齢化や時間的なことであったりということでここに上がってこないのが現状です。できれば今年度中に1回、この外部の方にも来ていただいて、高砂市の現状を説明して、今後の協力とかをお願いしたいと考えております。

○委員 企業のスポーツクラブの協力というのは、スポーツ協会とかを通じて話は進んでいますか。その方々は高砂市スポーツ協会に入っていますか。

企業のスポーツクラブはやっぱりそれぞれにスケジュールがあって大変なのは分かりますし、日常の関わりを持ってもらうのは無理なところはあると思うんですけど、受皿になってくれる団体をもっと掘り起こす必要があります。そのためには、いろんな情報が必要でやっぱりもうちょっと委員を増やした方がいいと思います。今のこの状態だったら、委員構成を見ていたら、なかなか進みにくいかなという気はします。

○委員 何かの形で縁故をたどっていかない限り、動いてもらえないんじやないかなと思います。

他府県ですけれども、例えばゴルフの打ちっ放し施設とうまく連携して、子どもたちにゴルフを教えて、その施設を安く使わせてもらって、ゴルフ部を立ち上げているよとか、ジムと何かうまく話がついたら、筋トレをやるクラブが立ち上がっていますとか、何かそういうような関係がうまくできてきたらいいなと思うんです。やっぱりスポーツ協会と文化連盟だけだったら難しいかなと思いましたので、時間がかかると思いますけれども、いっぱいアンテナを立てて、皆さんに協力していただくために高砂市スポーツ協会や文化連盟以外の団体でも、人とのつながりのある人であれば入ってもらえるような方法も将来あっていいんじゃないかなと思います。

やっぱりスポーツ協会と文化連盟だけだったら難しいかなと私もちょっとと思いましたので、その辺のところは柔軟に第3条の関係というのは変えていっていただいて、どんどん、この人なら知っているかもとか、この人ならつなげるかもと思ったら、入れていっていただけたらありがたいと思います。

○事務局 取りあえず今年度に1回開きたいということで、このような形にしておりますが、第3条の委員の別表が、今、御意見いただいたように、どんどん下に伸びていくようなイメージができるのが望ましいのかなとは考えますので、意見をしっかりと受け止めさせていただきます。

○教育長 今年度中に1回開いていただいて、この委員さんから御意見いただいて、増やしていくという形を取ることもありますか。

○事務局 そうですね。

○教育長 先ほど言われたような企業スポーツ、スポーツ関連施設の方々とかいうのもここに、その組合があつたら一番いいのですけど、そんなことも考えながら増やしていくという形でよろしいですか。意見を第1回目の検討委員会で聞いていくという形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 分かりました。

それでは、協議事項3につきましては了承という形で進めさせていただきます。これが増えるかもしれないですけれども、お願いいいたします。

議 事 報告事項 1 高砂市議会令和5年12月定例会の報告について

○事務局 本会議の条例議案では、会計年度任用職員の給与等に関する改正条例では、スクールソーシャルワーカーの報酬の改定についての質問、公民館廃止条例では、地域交流センターになった場合の公民館の機能、公民館の図書室の本の管理、地域交流センターでの図書室の在り方、高砂公民館にある美濃部親子文庫が

中央という機能のない伊保地域交流センターに移る経緯、石の顯彰石碑、社会教育と生涯学習、各地域での社会教育をどのように進めていくのかということの計画等が必要ではないかという意見、また、高砂市の社会教育の位置づけ、どのような社会教育をしていくのかというような質問がありました。

補正予算では、時間外手当の増額について、指導主事の人員数等の状況や業務量の把握、業務量のコストカット、IT化、業務の合理化、人員配置の進め方、業務仕分の中でのアウトソーシングについての質問をいただきました。

都市創造部の補正予算関連より、播磨臨海地域道路の建設に伴う高砂小中学校の在り方についての質問がありました。

債務負担の一般廃棄物の収集運搬処理業務について、収集の頻度や、民間委託をした場合の児童への影響についての質問がありました。

一般質問では、坂本議員は特別教室のエアコン設置についての市長への要望の申出と流れ、スクールガードリーダーの育成と活動の支援の考え方、学校の環境及び学校生活における安全管理、児童生徒を含めた不審者侵入等の訓練の実施状況や、教職員向けの研修や訓練の実施状況、予測不能な地震対応の訓練の実施状況、LINEによるいじめ予防のための教育の実施状況と対応マニュアルの作成、教職員の情報共有について質問がありました。

芝本議員は、いじめの認知件数及び発生率の推移と解消率、学校いじめ防止基本方針に基づく実践状況、認知した場合の教育委員会等への報告・調査について質問がありました。

春増議員は、不登校児童の現状と課題、不登校支援員の配置についての質問がありました。

入江議員は、部活動の地域移行を進める上で、プロとして活動している団体や企業の協力を得ること、生徒・保護者・地域への周知と今後の方向性について質問がありました。

北野議員は、学校給食費の無償化についての質問がありました。

○委員 震災に関してですけど、ハザードマップを見ていて、津波があったとき、どこへ逃げるんだろうと思います。高いところの竜山にしても浸水がきつかったときは崩落の危険もあり、道も全部潰れるのでね。

○教育長 報告事項1については了承、了解でよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項1につきましては了承します。

議 事 報告事項 2 庁内委員会委員の任命について

○事務局 市長部局から、庁内委員会の委員の任命についての依頼がありました。

高砂市情報システム標準化導入事業者選定委員会に学校教育室長の矢野室長を任命したいと依頼があり承認しました。

○教育長 この件について、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項2は了解ということで続きます。

議 事 報告事項 3 悩み相談シートによるアンケート結果について

○事務局 令和5年度の悩み相談シートによるアンケート調査調査結果をまとめたものを掲載しております。

小学校は、5月のいじめ認知件数は15件、男子7件、女子8件で、前年度の38件、男子25件、女子13名に比べ、23件の減少でした。9月のいじめ認知件数は28件、男子16件、女子12件で、前年の26件に比べ、2件の増加でした。

いじめの態様は、多いものは、5月、9月とも「からかわれたり、悪口を言われたりする」「ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」が多くなっています。認知した学校は、組織的に被害児童、加害児童から詳しく事情を聴き、その後、指導及び保護者への連絡を行うなど、丁寧に対応しております。

指導後の状況は、5月の15件の認知事案のうち14件が解消しており、解消率は93.3%です。9月の認知事案28件は、19件が解消し、解消率は67.9%です。

中学校は、5月のいじめ認知件数は3件、男子2、女子1で、前年の6件に比べ、3件の減少でした。9月のいじめ認知件数は3件で、これは前年のゼロ件に比べ、3件の増加でした。

いじめの態様は、「からかわれたり、悪口を言われたりする」「ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」「自分の持ち物をかくされたり、こわされたり、すてられたりする」が上がっています。

指導後の状況は、5月の3件、6月の3件の認知事案は全て解消しており、解消率は100%です。現在、3学期は1月に悩み相談シートを実施しております。

○委員 携帯電話、パソコン上によるいじめなんですが、報告あまりないんですけど、チェックは入っておるんですか。

○事務局 SNSによるいじめなんですが、学校が認知しているものは1件、中学校でLINEを利用する中で起こっています。LINEのグループ内で悪口を言われたというものが1件上がっています。

いじめでは認知はしていないんですが、小学校、中学校とともにトラブルの中で、写真や動画を無断で加工し、拡散するという事案は確認しております。

○委員 以前は警察もかなり積極的にチェックをしていたと思うんですけど、最近どうなんですか。チェック機構というのはどうなっているんですか。

○教育長 報告事項3アンケート結果につきましては、方法も考えていただきたいということと、それと丁寧な観察、それから親身になって関わることが大事ということを学校のほうにお願いしたいということでおよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項3は了承します。

議 事 報告事項 4 高砂市立X小学校におけるいじめ事案について

○事務局 高砂市立X小学校におけるいじめ相談事案で、令和5年12月8日に保護者から市教委へ連絡があり、欠席の理由をいじめとしてほしいと学校への要望があった。その後、学校はいじめの有無について、学級の児童への聞き取りを行い、令和5年12月22日に、保護者へ、いじめの状態であるとは言えないと回答した。令和6年1月19日に保護者が来庁し、学校の回答に納得がいかないで調査を依頼した。

今後の対応は、教育委員会は調査委員会をつくり、調査を行う。学校は当該児童及び保護者、学級児童への継続的な見守りを行うこととする。

○委員 これだけでは何にも分かりませんのでコメントのしようもないですね。

○教育長 報告事項4につきましては、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項4は了解します。

議 事 報告事項 5 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 1月に申請がありました事業後援は4件で全て生涯学習課の所管で承認決定の通知を送っております。

○教育長 報告事項5について、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項5は了解します。

議 事 その他 1 教育長職務代理者の指名について

○事務局 委員に引き受けいただきました職務代理者の指名について、法律等を参考でお示ししております。

○教育長 委員、よろしくお願ひいたします。

○委員 お願いします。

議 事 その他 2 2月行事予定について

○事務局 2月の予定については、各小学校でオープンスクールが行われ、15日に社会教育委員の会議を、22日に高齢者の大学卒業式と定例教育委員会を予定しております。記載はないですかけれども、16日に議会運営協議会があって、26日に3月議会が開会する予定となっております。

○教育長 予定表はよろしいか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

令和6年1月25日 午後3時02分 教育長会議の閉会を宣告
